

弁護士接見の盗聴に対し強く抗議する声明

1 袴田第二次再審請求事件の審理が行われている東京高等裁判所の即時抗告審の審理において、検察官から弁護人に開示された証拠の中に、静岡県警察清水警察署内での弁護人と袴田氏本人の接見を録音したテープが袴田事件弁護団によって最近発見された。これは、袴田氏の逮捕から5日目の昭和41年8月22日午後4時40分から約5分間、弁護人と袴田氏の接見時の会話が警察署において盗聴されていたこと及び盗聴の記録を警察等の捜査機関がひそかに長期間隠し持っていたことが明らかにされたものである。

2 憲法34条及び刑訴法39条1項は、被疑者・被告人は、捜査機関に接見の内容を知られることなく、弁護人と接見する権利を秘密接見交通権として保障している。

秘密接見交通権は、身柄を拘束されている被疑者・被告人が、萎縮することなく弁護人と意思疎通を図り、その助言を受ける等の援助を受けるとともに、有効な防御活動を行うために不可欠で極めて重要な権利である。捜査機関が弁護人と被疑者の接見の内容を事後的に被疑者に質問をすること自体を違法とする判決も出されているところである（福岡高判平成23年7月1日判例時報2127号9頁）。被疑者と弁護人の接見の内容を警察が盗聴するなどということは、秘密接見交通権を根本から侵害するものであり、刑事司法制度の根幹を揺るがす重大な事態である。

同時に盗聴の事実が、50年の長きにわたって警察・検察の捜査機関を除いて誰にも知らされずに警察署の奥深くに隠匿されていたことに強い憤りを憶えるものである。

3 自由法曹団は、このような違法捜査や証拠のねつ造を行った静岡県警察に強く抗議する。あわせて、裁判所に対しては、違法行為を積み重ねて強引な起訴に至ったこのえん罪を直視し、速やかに、検察官の即時抗告を棄却したうえで、再審を開始して無罪判決を出すよう求める。検察庁に対しては、速やかに即時抗告を取り下げるよう要求する。

4 今国会には刑事訴訟法等「改正」案として盗聴法「改正」案が提出されている。この法案は盗聴を更に拡張し、捜査機関による盗聴された記録の保管・利用に適切な歯止めを加えずに容認しようとする危険極まりないものである。国民はひそかに「盗聴」されることもチェックできない。

「通信の秘密」は、先の秘密接見交通権とともに、憲法21条で保障されている。盗聴手段を警察権力に拡張的に与えることは、「通信の秘密」を害する権力の濫用を一層ひろげることであって、自由法曹団はあらためて盗聴法案の廃案を強く求めるものである。

2015年4月14日

自由法曹団
団長 荒井新二